

合同会社 RIGHT MAN GROUP
児童発達支援・放課後等デイサービス 学び舎with
虐待防止委員会及び身体拘束等に関する適正化委員会規程

(委員会の設置) 第1条

合同会社 RIGHT MAN GROUPが運営する障害福祉サービス事業所児童発達支援・放課後等デイサービス学び舎with(以下「事業所という)が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待及び身体拘束等(以下「虐待」という)に対して、利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止及び身体拘束等の適正化とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に関する委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の目的) 第2条

この規程は委員会の運営について、必要な事項を定める事を目的とする。

(委員会の組織)第3条

1. 委員会は委員長(虐待防止に関する統括責任者)、副委員長(虐待防止に関する対応責任者)、及び委員(虐待防止マネージャー・虐待防止受付担当者)をもって組織する。
2. 委員長、副委員長は法人代表が指名した者とする。
3. 虐待防止マネージャーの選任については、当該事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者から委員長が指名した者とする。
4. 委員長に事故・病気等ある時は、副委員長がそのその職務を代行し、虐待防止マネージャーに事故・病気等ある時は虐待防止受付担当者がその職務を代行する。
5. 委員長が指名した虐待防止マネージャーの任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)第4条

1. 委員会は、虐待防止委員会及び身体拘束等の適正化委員会と併せた開催とし、年1回以上開催する。
2. 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める、虐待防止マネージャーの他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
3. 委員会は書記を指名し議事録を整備し、職員に周知徹底する。

(委員会の業務) 第5条

委員会は、次の業務を行う。

1. 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
2. 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目は追加していく。
3. 必要あるごとに「障害者虐待防止チェックリスト」で調査し、モニタリングを実施する。
4. 前号の調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止マネージャーに報告する。
5. 法人事業の利用者が虐待などの通報をしやすいするため、虐待防止マネージャー以外に虐待防止受付担当者を置き、通報の受付を行う。
通報を受付けた虐待防止受付担当者は、別に定める「虐待通報等連絡書」によって、虐待防止マネージャーに報告する。
通報時に虐待防止受付担当者が不在の場合は、職員が虐待防止マネージャー及び虐待防止受付担当者に代わって申し出を受け付けることができる。
6. 委員会は虐待防止に係る研修プログラムを作成し、原則年1回および職員採用時1ヶ月以内に実施する。また、研修の実施内容については記録する。
7. 虐待につながるような場合又は虐待事案及び身体拘束等に関する事案が発生した場合は、虐待防止委員会及び身体拘束等の適正化委員会において対応する。
この時、委員会は必要に応じて会社代表、その他必要な職員を加えることができる。
8. 法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行う事とする。

(虐待の報告・確認) 第6条

1.虐待防止マネージャーは、通報などにより受付をした虐待の内容を虐待防止責者及び、虐待防止委員会に報告する。

2.投書等匿名による虐待通報があった場合にも、委員長、副委員長、虐待防止委員会に報告し必要な対応を行う。

3.職員は虐待の疑いがある事案を発見した際には虐待防止受付担当者へすぐに報告を行う。万が一、虐待防止受付担当者から虐待防止マネージャーへの報告及び虐待防止委員会が開催されていなかった場合には発見をした職員が直接、保護者、虐待通報者、児童相談所、市町村障がい者虐待防止センターへ通報するものとする。
この場合、緊急性のある場合を除き、報告から10日間虐待防止マネージャーへの報告及び虐待防止委員会が開催されていなかった場合とする。

4.利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした市町村、児童相談所、障がい者虐待防止センターへ通報する。

(虐待解決に向けた協議) 第7条

1.虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2.前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行うものとする。

3.職員は虐待の疑いがある事案を発見した際には虐待防止受付担当者へ必ず報告を行う

(虐待解決に向けた記録・結果報告)第8条

1.虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2.虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、被虐待者及び保護者、虐待通報者、福祉課、児童相談所、市町村障がい者虐待防止センターに対し、改善を約束した事項について、「改善結果(状況)報告書」により報告する。
報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

3.虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の苦情相談窓口及び長野県福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)第9条

1.虐待防止マネージャーは、法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(身体拘束等に関する適正化)第10条

1.身体拘束に関する基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の方針・実施に努めるものとする。

(2)緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、特性・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則とする。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行う場合がある。

- ①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は以下の手順に従い身体拘束検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族等への説明同意を得て行うものとする。

①委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に

①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認する。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族等に対する説明書を作成する。

②利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を順次検討する。その記録は2年間保存する。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人・家族等に報告する。

(身体拘束の適正化に向けた取り組み)第11条

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行う。

①定期的な教育・研修の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(委員会の責務)第12条

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2. 虐待防止マネージャーは、日頃より社会福祉法に関する法律や障がい児の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティ)と支援技術の向上にも努めるものとする。

3. 委員会の虐待防止責任者・虐待防止マネージャーは、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めるなど指導することとする。

(守秘義務) 第12条

委員長、副委員長、虐待防止マネージャー、虐待防止受付担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報や被虐待者、保護者。虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(その他)第13条

虐待防止及び身体拘束等の適正化の説明・同意については、事業所の利用契約書及び重要事項説明書、入所時の同意書並びにホームページの掲載等により虐待防止対応について周知する。

(雑則)第14条

この規程に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項、虐待防止及び身体拘束等に関する適正化で必要な対応については、都度協議を行なうものとする。

附 則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則 この改正は令和5年9月1日から施行する。